

2018年2月28日

各位

株式会社りそな銀行
株式会社埼玉りそな銀行
株式会社近畿大阪銀行

「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の公表について

りそなグループのりそな銀行（社長 東 和浩）、埼玉りそな銀行（社長 池田 一義）、近畿大阪銀行（社長 中前 公志）は、「銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十九号、以下改正銀行法）」の規定に基づき、「電子決済等代行業者※との連携及び協働に係る方針（以下、本方針）」を策定し、本日公表しましたのでお知らせいたします。

本方針に基づき、りそなグループは電子決済等代行業者をはじめ様々なパートナーとの連携・協働によるオープンイノベーションの促進等を通じて、これまで以上に幅広いお客さまに安全・最適な金融サービスを提供し、お客さまの豊かな生活の実現に貢献して参ります。

なお、グループ各行の方針については各社 WEB サイトをご参照ください。

りそな銀行：<http://www.resonabank.co.jp/util/dendai.html>

埼玉りそな銀行：<http://www.saitamaresona.co.jp/util/dendai.html>

近畿大阪銀行：<http://www.kinkiosakabank.co.jp/util/dendai.html>

※ 銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十九号）による改正後の銀行法（以下「改正銀行法」）第二条第十八項に定める事業者であって、銀行で口座を保有するお客さまの委託を受けて、お客さまに代って銀行に対し資金移動等の指図を伝達する、あるいは口座情報を取得するなどしてサービスを提供する外部事業者。

以上